

◎佐賀県条例第31号

佐賀県立宇宙科学館条例の一部を改正する条例

佐賀県立宇宙科学館条例（平成10年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（設置） 第1条 天文をはじめとする科学に関する資料の収集、展示等を行い、県民の教養と創造性を育み、<u>もって本県の教育及び文化の発展に寄与するため、佐賀県立宇宙科学館（以下「科学館」という。）を設置する。</u> （利用料金） 第4条 略 2 前項の利用料金は、科学館の施設の維持及び管理に必要な費用を、<u>当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</u> 3 略	（設置） 第1条 科学的な視点から宇宙、地球及び佐賀への理解を深める機会を提供することにより、<u>未知への探究心及び郷土への誇りを育み、並びに新たな交流を創出し、もって本県の教育及び文化並びに地域の発展に寄与するため、佐賀県立宇宙科学館（以下「科学館」という。）を設置する。</u> （利用料金） 第4条 略 2 前項の利用料金は、類似の施設の料金を考慮しつつ、科学館の<u>価値及び利用の需要を勘案して、指定管理者が定める。</u> 3 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 第3条第1項の規定により行う指定管理者の指定及びこの条例による改正後の第4条第2項の規定による利用料金の設定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。